

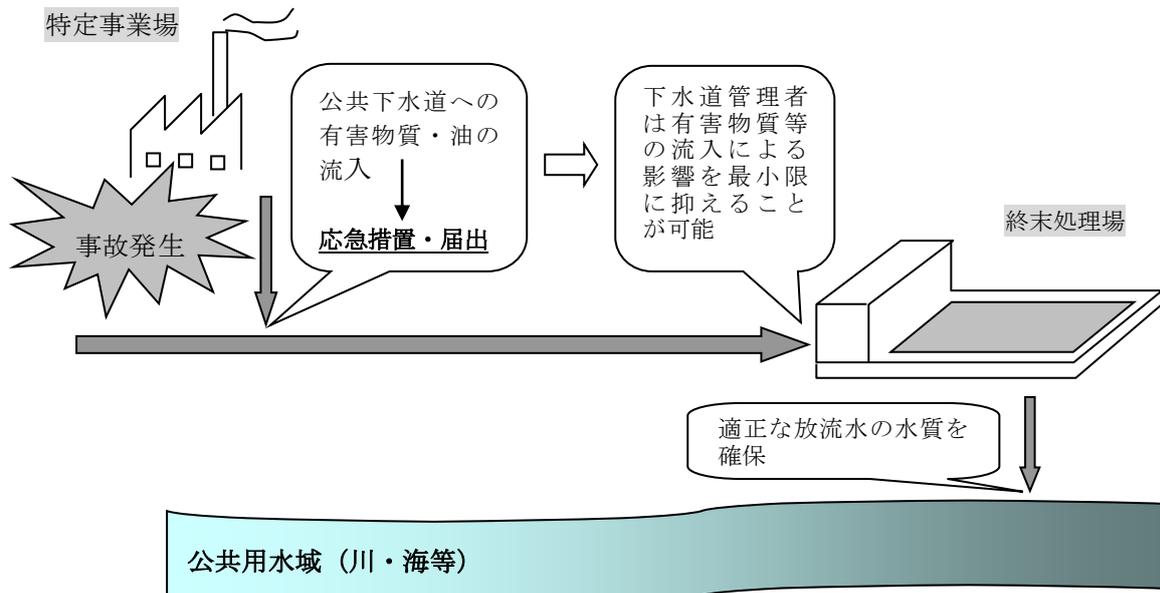
事業者のみなさんへ

——下水道法の一部が改正されました——

水質事故時の対応について

(下水道法が改正され [平成17年11月1日施行]、事故時の届出及び応急措置が規定されました。)

下水道法による、応急措置・届出の新たな義務づけ

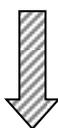


水質事故情報を通知し適切な応急措置を実施することで、下水道施設が正常に機能し、公共用水域における人の健康や生活環境の安全を確保できます。

① 下水道法の改正により、特定事業場における事故時の措置が義務付けられました。

これまでは、特定事業場からの事故の届出は、事業場の自主性に委ねられていました。そのため事故への対応の遅れで、下水道施設に被害が生じたこともありました。

しかし、改正後は



- ・ 政令で規定する物質が公共下水道に流入する事故が発生したときには、直ちに応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況や講じた措置の概要を公共下水道管理者に届出なければなりません。
(法第12条の9第1項)
- ・ 応急の措置が適切に講じられていない場合は、公共下水道管理者は応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。
(法第12条の9第2項)
- ・ 上記の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万以下の罰金に処せられます。
(法第46条第1項)

と、なります。

「事故が発生したとき」とは・・・

自然災害等発生原因を問わず、特定事業場内において火災の発生、停電等による除害施設等の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、有害物質又は油（次ページ表参照）を含む下水が公共下水道に流入する様な事態が発生したときをいいます。

(注) ※特定事業場とは・・・水質汚濁防止法に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を設置している事業場

② 水質事故が発生したら

事故により施設から、有害物質、油が流出した場合※、次の点に留意してください。

- ◆ 自らの身の安全の確保
- ◆ 施設・作業の停止等による被害拡大防止（ただし、停止することによって逆に被害が拡大する場合は除く）
- ◆ 関係者や事故の影響が及ぶおそれのある人たちへの通報・連絡

また、公共下水道に流入する事故が発生した場合、事業者はできる限り流入を防止する応急措置を講じ、豊中市上下水道局にその状況を速やかに通報してください。

（注）公共下水道に流入するおそれがある場合でもできるだけ速やかに通報をお願いします。

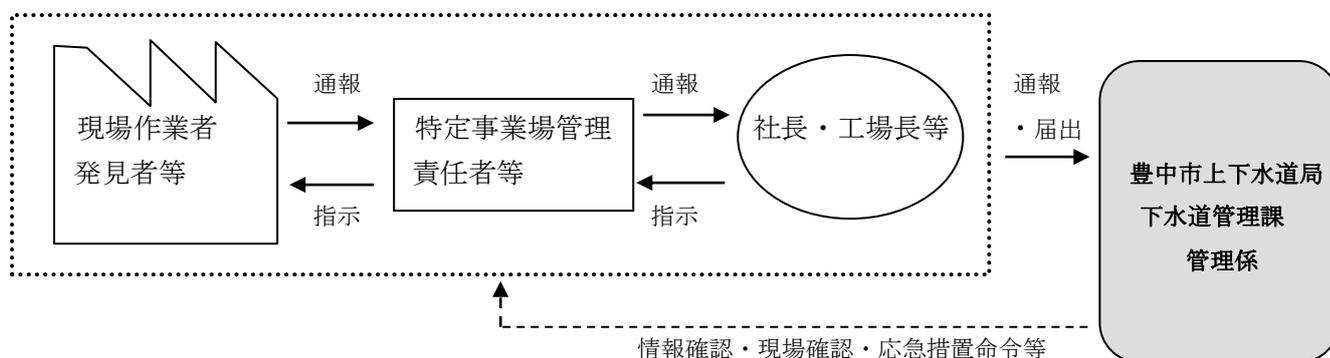
↑

SDS（化学物質安全データシート）による取り扱い物質の性状確認・連絡体制の整備・対応マニュアル（事業場内で、あらかじめ事故時の応急の措置方法を定めておく）の作成・防災訓練の実施等、日頃から水質事故に備えておく必要があります。

※事故時の措置の対象となる物質及び油

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる28種類の物質及びダイオキシン類	
カドミウム及びその化合物	1, 1, 1-トリクロロエタン
シアン化合物	1, 1, 2-トリクロロエタン
有機燐化合物	1, 3-ジクロロプロペン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
四塩化炭素	
1, 2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー
1, 1-ジクロロエチレン	1, 4-ジオキサン
1, 2-ジクロロエチレン	ダイオキシン類
水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる7種類の油	
原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	

③ 事故発生時の通報・指示連絡フロー（例）



(注)： その他、「消防法」や「毒物及び劇物取締法」等による事故時の通報が必要な場合があります。

水質事故に係る特定事業場管理責任者の職務について

豊中市下水道条例施行規程第17条では、特定事業場管理責任者の業務の一つとして、「特定施設及び特定施設から排除される汚水を処理するための施設の破損その他の事故が発生した場合の措置に関する事」が定められています。

④ 豊中市上下水道局への通報・届出の内容

まずは、電話で水質事故
発生の一報を、速やかに！

水質事故が発生した場合には、下記内容を豊中市上下水道局 下水道管理課 管理係にできるだけ早く通報してください。通報先は、「⑤事故通報（届出）先・お問い合わせ先」を確認してください。

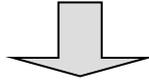
FAX による場合は、「水質事故時通信票」を利用してください。その際は、送信後に確認のための電話連絡をお願いします。

通報内容

- 通報者の氏名
- 通報者の連絡先（事業場名、所属、電話番号等）
- 事故概要
 - ・ 事故発生（発見）日時
 - ・ 事故発生場所（事業場名、所在地、有害物質等が流出した施設）
 - ・ 有害物質等の種類と流出量（分かる範囲で）
FAX の場合は事故発生箇所を示した図も
 - ・ 事故の内容と下水道への影響（例：100ℓ下水道管きよに流出した）

- 応急措置の内容
- 通報先の確認（警察署・消防署等に通報しているか）

全てが把握できていない時点でも、逐次通報してください。



特定事業場は、事故の応急措置が済み次第、次の内容を届け出る必要があります。

届出内容《所定の様式があるので、お問い合わせ下さい。→「⑤事故通報（届出）先・お問い合わせ先」参照》

- 上記通報内容（詳細を整理したもの）
- 事故再発防止のための措置

⑤ 事故通報（届出）先・お問い合わせ先

〒560-0022 豊中市北桜塚4丁目11番18号 豊中市上下水道局庁舎5階
豊中市上下水道局 下水道管理課 管理係

電話 06-6858-2941 Fax 06-6846-5830

なお、夜間・休日は不在のため、通報先は守衛室（電話 06-6858-2971）になります。

事故に係る法令（下水道法関係）

下水道法

（事故時の措置）

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 （略）
 - 二 第十二条の九第二項（第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者。
- 2 （略）

下水道法施行令（政令）

（事故時の措置を要する物質又は油）

第九条の八 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の四各号に掲げる油とする。

（事故時の措置の規定が適用されない場合）

第九条の九 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準に適合するとき。
- 二 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第二十六号に掲げる物質又は同令第三条の四各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。
- 三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。